



Risk Flash No.35 (Vol.2 No.21)

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター
発行責任者：リスク研究センター長 久保英也
〒522-8522 滋賀県彦根市馬場1-1-1
TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189
e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp
Web page: <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>

- 税務実務の視点：消費税は地方自治体の自主財源たりうるか? Page 1
- 今週の論文紹介：Analysis of Finite Risk as International Risk Management in Japan and Australia: With Special Reference to the Collapse of Insurance Companies due to the Nine Eleven Attacks Page 2
- 教員紹介：金子孝吉・リスク研究センター通信 Page 3

税務実務の視点

消費税は地方自治体の自主財源たりうるか？

社会システム学科教授 添田八郎 そえだはちろう

消費税（付加価値税）は、フランスの三大発明の一つとも 20 世紀最大の発明ともいわれていますが、その課税ベースの広さから少しの税率アップにより多額の増収が可能となり、税制は所得税や法人税に比べれば簡素でわかりやすく、企業の国際競争力を損なうこともありません。何よりも税収が安定していることが魅力とされ、国・地方とも消費税の充実を課題としてあげています。

ところで、社会保障における地方の役割とその財源としての安定性、普遍性を論拠に、一部には、消費税を文字通り税率設定権を含めた地方団体の自主財源とする主張がみられます。たしかに、地方税の基幹税である個人住民税、地方法人二税（法人住民税、法人事業税）及び固定資産税と比較してみても、地方消費税は税収が安定しているだけでなく、地域的な偏りが小さいといえます。しかし、税率設定権を含めた自主財源化となると話はまったく違ってきます。税収は安定していますが、現在の消費税のように住所地・本店所在地を納税地とした場合、地域的な偏りは地方法人二税に

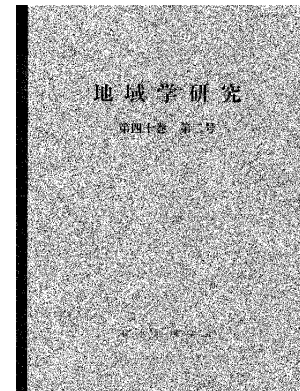
比べても大きく、人口一人当たりの税額の指数(平成 20 年度、全国平均を 100 とした場合)で比較してみると、消費税の最高最低倍率は 8.9 倍(東京都 340.6/奈良県 38.1)で地方消費税の 1.8 倍(東京都 140.6/沖縄県 76.0)はもとより地方法人二税の 6.6 倍よりも大きいのです。実は、地方消費税は地域による偏在が小さいのではなく、小さくなるように配分されているに過ぎないのです。

地方団体にとって、執行も容易ではありません。赤字企業も納税義務を負う消費税は滞納割合が約 4%と高く、地方税のなかでも滞納割合が高い住民税(所得割)の約 3%を上まわるだけでなく、調査・徴収に困難が伴います。また、都道府県により税率が異なる場合には、適切な県境税調整を行わなければ越境購買の問題が起り、経済の波乱要因となるだけでなく、国境税調整も難しく、事業者の負担も大きくなります。結局、消費税を地方団体の基幹税目として活かすには、ドイツやカナダのように、何らかの形で国と地方団体とが連携しなければ円滑な実施は期しがたいといえます。

今週の論文紹介

Analysis of Finite Risk as International Risk Management in Japan and Australia: With Special Reference to the Collapse of Insurance Companies due to the Nine Eleven Attacks

著者： 関西学院大学 経営戦略研究科准教授 前田祐治
収録： 地域学研究 第四十巻 第二号 平成 22 年 10 月号
p. 327-p. 338



著者のつぶやき

2008年に起きた「リーマン・ショック」と呼ばれる米国金融界の激震は、世界の国々の経済にも大きな悪影響を及ぼしました。米国政府は企業倒産の連鎖を防ぐために、米国で2番目に大きな保険コングロマリットであるアメリカン・インターナショナル・グループ (AIG) を救済したことは当時大きなニュースになりました。なぜ、このようにアメリカ一の金融危機が世界中の金融業界や経済界に大きな影響を及ぼしたのでしょうか？

その背景には、1990年代以降の金融技術の発展に伴う、デリバティブと呼ばれる金融派生商品と資産の証券化の開発競争、インターネットによる金融市場の国際化がありました。金融を理解しない物理学者や数学者などが金融業界に入り、複雑な数式を使ったモデルを駆使し、最適と考えられるプライシングを行いました。そして、斬新な金融商品ではあるが、一般には理解し難い複雑なものを組成し世界中の投資家に売っていったのです。その結果、市場規模がコントロール不能なレベルまで拡大したのです。

保険会社もその金融市場の参画者でした。AIGの救済劇にあるように、保険会社は保険に似た金融商品を次々と開発し販売していったのです。そのような金融商品の中にはAIG危機の発端であるCDS(クレジット・デフォルト・スワップ)があり、また、保険であって金融商品でもあるファイナイトリスクがありました。ファイナイトリスク

は別名「金融保険」とよばれ、「ローン」の機能を持った長期の「保険」と考えられます。「何をして保険とするか？」の定義が曖昧であるため、少しの保険を組み込んだ金融商品を、商品全体を保険として悪用する保険会社が、結果として倒産する事例が増えてきました。

ファイナイトリスクの特殊性、複雑性と、保険と金融の会計扱の違いを悪用し不正な経理処理を行っていたHIH保険会社(当時オーストラリアで2番目に大きな保険会社)の倒産事例は、業界の過去最大の不祥事とされ、第三者機関により徹底的に調査されました。

一方、航空会社のリスクを引受け、ファイナイトリスクを利用して再保険の手当を行っていた日本の3つの損害保険会社(大成火災、日産火災、あいおい損保)は、米国での9.11テロによる巨大な債務を負わされ、大成火災と日産火災は安田火災により吸収合併されました。

このような事例が示すのは、新しい金融商品とその市場には新しいフレームワークが必要であるということでしょう。現在、保険業界は銀行などの金融機関同様、リスク公開と国際基準の遵守、それに伴う国内規制の波に対応すべき時が来ています。欧州のソルベンシーIIのような基準が国際的に適用されることは必至であり、日本の金融機関もそれらの規制に対応した内部統制とリスク情報の公開が必要になってくると思われる。

教員紹介 「金子孝吉」

近年、私が取り組んでいるのは、社会システムをその深層で支えている「文化システム」についての研究です。「文化システム」とは、一つの社会システムにおいて人間の行為を方向づける価値のシステム、あるいは、人間が社会において行動する際の究極的な基準となる内面的原理です。その文化システムに関する理論的研究や、また複数の具体的な文化システムについての研究をおこなっています。

その他に最近、興味をもって調査・研究しているのが、明治25年(1892年)に来日し、約ひと月のあいだ彦根に滞在した英国人水彩画家アルフレッド・パーソンズ(1847~1920)という人物です。パーソンズはイギリスを代表する水彩画家のひとりで、植物と風景を組み合わせた絵を描くのを得意とし、また庭園の設計家でもありました。彼は神戸、奈良、彦根、鎌倉、箱根、横浜、日光など日本各地を訪れ、帰国後、自筆の水彩画・スケッチを数多く添えた紀行文“Notes in Japan”を発表しています。

パーソンズは晩春と初夏を彦根で過ごしました。彦根滞在時の彼の体験を綴った明澄な文章、また、当時の彦根の風景が描かれた精妙な絵画からは、明治25年の彦根の様子、町のたたずまいや自然、人々の暮らしぶりなどを実によく知ることができます。

先年、パーソンズが里根山の中腹にある天寧寺で過ごした日々について記した文章と、それに添えられた数枚の挿絵について私なりに調べたことを纏め、『彦根論叢』(「アルフレッド・パーソンズと彦根天寧寺(1)・(2)」)に寄稿しました。今は、彼が来彦時最初に投宿した楽々亭(園)での体験、城山にのぼったり芹川での草競馬を見たりしたときのことなどについて調査を進めています。たとえば、彼が玄宮園内の池を描いた絵からは、当時の園の植生の様子がよく分かります(下図参照)。機会があれば、それらについて調べたことをまた纏めて発表したいと思っています。



かねこたかよし
社会システム学科教授 金子孝吉

リスク研究センター通信

滋賀大学夏季集中講義を担当して

2011年8月17日~19日に、経済学部夏季集中講義の「アジア経済論」を担当しました。16人の学部生が受講し、中国経済の状況をはじめ、さまざまな分野でのアジア経済の現状を紹介しました。また、8月22日~26日には、大学院経済学研究科において集中講義である「世界経済論特講Ⅰ」を担当しました。参加者は18人でした。日本経済に匹敵する規模に成長した中国経済についての学習を中心に、現在世界経済が直面しているいくつかの課題・問題点を取り上げて分析することを授業の主眼としました。

学部生については、真面目にメモをしながら授業に参加してはいたものの、受け身の学

生が多かったという印象が残りました。もっと能動的に授業に参加するほうがよいのではないかと思いました。一方、大学院生(留学生が中心)は、積極的に授業に参加していたように見えたのですが、経済に関する基本知識について勉強不足の感は否めませんでした。

集中講義という形式をとったため、少し詰り込んだ感じは残りましたが、授業を通じて、学部生たちはアジア経済の現状について、大学院生たちは世界経済について客観的に分析する能力をある程度身に付けたのではないかと考えています。

shi jin fang
東北财经大学国際経済貿易学院准教授 施錦芳

「リスクフラッシュご利用上の注意事項」

本規約は、滋賀大学経済学部附属リスク研究センター（以下、リスク研究センター）が配信する週刊情報誌「リスクフラッシュ」を購読希望される方および購読登録を行った方に適用されるものとします。

【サービスの提供】

1. 本サービスのご利用は無料ですが、ご利用に際しての通信料等は登録者のご負担となります。
2. 登録、登録の変更、配信停止はご自身で行ってください。

【サービスの変更・中止・登録削除】

1. 本サービスは、リスク研究センターの都合により登録者への通知なしに内容の変更・中止、運用の変更や中止を行うことがあります。
2. 電子メールを配信した際、メールアドレスに誤りがある、メールボックスの容量が一杯になっている、登録アドレスが認識できない等の状況にあった場合は、リスク研究センターの判断により、登録者への通知なしに登録を削除できるものとします。

【個人情報等】

1. 滋賀大学では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」を定め、滋賀大学が保有する個人情報の適正な取扱いを行うための措置を講じています。
2. 本サービスのアクセス情報などを統計的に処理して公表することがあります。

【免責事項】

1. 配信メールが回線上的の問題（メールの遅延、消失）等によりお手元に届かなかった場合の再送はいたしません。
2. 登録者が当該の週刊情報誌で得た情報に基づいて被ったいかなる損害については、一切の責任を登録者が負うものとします。
3. リスク研究センターは、登録者が本注意事項に違反した場合、あるいはその恐れがあると判断した場合、登録者へ事前に通告・催告することなく、ただちに登録者の本サービスの利用を終了させることができるものとします。

【著作権】

1. 本週刊情報誌の全文を転送される場合は、許可は不要です。一部を転載・配信、或いは修正・改変してblog等への掲載を希望される方は、事前に下記へお問い合わせください。

*尚、最新の本注意事項はリスク研究センターのホームページに掲載いたしますので、随時ご確認願います。

(<http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2/3:12>)

*当リスクフラッシュをご覧頂いて、関心のある論文等ございましたら、下記事務局までメールでお問い合わせください。

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター

**編集委員：ロバート・アスピノール、大村啓喬、金秉基、久保英也、
澤木聖子、得田雅章、弘中史子、宮西賢次**

滋賀大学経済学部附属リスク研究センター事務局 (Office Hours:月一金 10:00-17:00)
〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189

e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp

Web page: <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>